

砺波市農業委員会 9月総会議事録

開催日時 令和5年9月5日(火) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 27名

1番	西原 登	16番	飯田 真紀
2番	堀田 敬三	18番	土田 英雄
3番	吉田 一馬	19番	中村 栄克
5番	林 政樹	20番	満保 雅春
6番	前野 久	21番	今井 久人
7番	石田 智久	22番	松原 光雄
8番	鴨井 克之	23番	黒田 英嗣
9番	川邊 洋	24番	山本 渉
10番	舘 和香子	25番	小幡 直也
11番	樋掛 雅彦	26番	源通 一郎
12番	田嶋 和樹	27番	齋藤 徹
13番	森田 修	28番	片山 雅喜
14番	松浦 正一	29番	水野 勢津子
15番	飯田 輝一		

欠席した委員 2名

4番	柴田 泰利	17番	亀永 理恵
----	-------	-----	-------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 2名

農政係 主幹 嶋田 聡 農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第22号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 2) 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会9月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。先日の水田協の会合で農林振興センターから水稻の刈り取りについて、例年より1週間以上早めてほしいという依頼がございました。私の家でももう少し後に作業する予定でしたが、すでに刈り取りを始めております。品質についても高温障害を受けて等級が低くなるのが心配なところですが、秋作業の本番となります。事故などのないよう進めていただきますようお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中27名が出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。
なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号議席番号3番 吉田 一馬 委員・議席番号5番 林 政樹委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

「議案第22号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の 1 ページから 5 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地において共同住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、計画を立てたものです。

(議案書番号 2 朗読)

別添の位置図の 6 ページから 10 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は 10 ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。申請人は地域の営農を担い、6 次産業化としてイチゴの生産、販売、加工等を進めている中で、販売店舗、不足している駐車場及び資材置場を確保するものです。

(議案書番号 3 朗読)

別添の位置図の 11 ページから 15 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地の原則許可」に該当します。申請人の父は昭和 45 年から建築業を営んでおり、建築資材を保管する倉庫を申請地を含めた場所に建設しました。父が亡くなり、相続した土地を調べたところ、倉庫敷地の一部が農地であると判明したことから、申請地の是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第 22 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1 番について、申請地は国道沿いの非常に住環境の整った場所で、周囲

は宅地等に囲まれています。市街地での共同住宅の不足から建築を計画されたものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第22号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第23号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請地付近は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地において共同住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、計画を立てたものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。
申請地は市街化傾向区域にあり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。譲受人は運送業を生業としております。現工場では、大型車両の駐車スペースや積載作業のスペースが大変狭く、効率の悪い状態が続いていたため、新たに駐車場の敷地を確保し、効率的な稼働を図っていく計画です。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第23号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1番について、共同住宅敷地としての申請です。近隣には病院があり、従業員等の住居として需要がありますが、供給が少ないことから今回計画されたものです。

2番について、譲受人の事業を行う現在の敷地では、大型車両の駐車スペースや積載作業のスペースが不足するようになったことから、隣接した今回の申請農地を利用し効率化を図るものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第23号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第24号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は屋敷林や山林の整備を生業としております。近年の豪雨災害等で業務が増加し、既存の資材置場は狭くなり、大変効率の悪い状態となっているものを、新たに資材置場を確保することで、作業効率の向上、業績の一層の伸長を図る計画です。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の31ページから35ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は現在、妻及び子どもの3人でアパートにて生活しております。将来的な譲受人の両親や妻の母の介護のこと、子どもの成長に伴い住宅の建築を検討していたことを踏まえ、今回申請地を使用貸借し、住宅の建築を計画するものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の36ページから40ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。譲受人は寺院であり、申請地は、門徒の方々が来院時に駐車場へ入るための通路として約30年前から利用しております。寺の代表役員が変更となった際に各種書類関係を点検する中で、申請地が農地のままであることが判明し、是正を図るものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第24号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番について、譲受人の業務の増加により既存資材置き場のスペースでは不足するようになったことから敷地の拡大を計画したものです。

2番について、アパートに居住する譲受人が子どもの成長や今後の親の介護について考慮し住宅の建築を検討していたところ、実家に隣接した敷地で計画することとなったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　片山委員、どうぞ。

片山委員 　　3番について、約30年前に寺の境内に設けた駐車場に入るための道路として転用したもので、今回是正を図るものです。ご承認よろしくお願

します。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第24号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「協議事項1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の4ページをお願いします。私からは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」の変更についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。1つ目に、まずは、「基本構想」の目的についてご説明します。国の法律「農業経営基盤強化促進法」によって、県は基本方針を、市は基本構想を定めることとされており、市はこの基本構想に基づき、認定農業者を認定することになっています。内容は、主に①②については、目指すべき農業経営の方向性③担い手の確保と育成に関する取組方針④農地の利用集積をどの様に進めていくのかなどとなっています。

2つ目に、今回基本構想を変更する理由についてご説明します。農業経営基盤強化促進法の改正がR5.4.1に施行されました。これを受けて、県の基本方針が6月30日に変更されたことから、市の基本構想もこれらに合わせるように変更します。なお、法改正から6ヶ月以内に変更しないと、現行の基本構想の効力がなくなるため、9月末までの変更が必要です。

3つ目に、主な変更内容をご説明します。変更は主に3つの理由によるもので、①国の法改正により追記・修正・削除したもの②県の基本方針に合わせて追記・修正したもの③砺波市農業公社の解散に伴う修正や記載内容の時点修正です。

(1) 農業を担う者の確保及び育成に関する事項の記述(第4)は、元々は、いくつかのセクションに分散して記載されていたのですが、今回の法改正によって新たに記載する項目として書かれたため、1つのセクションとしてまとめています。(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の記述(第5)は、県の基本方針に合わせて、第5の中で記載しています。(3) 地域計画の推進に関する事項の記述(第6の1)は、地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく利用権の設定の進め方を新たに記述しています。(4) 利用権設定等促進事業に関する事項の削除について、今回の改正で、これまで市が行ってきた利用権設定等促進事業が農

地中間管理事業に1本化されたことによって市の基本構想で記載する必要がなくなりましたが、地域計画策定までは経過措置として、これまでの運用を適用できるため、旧基本構想により事業を行うことを経過措置として記述しています。(6) 農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除について、農地中間管理事業への統合により、今回削除しています。(5) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の追記について、県の基本方針に合わせて、より発展的な農業経営を目指す発展指標として【発展タイプ】を追記しています。(7) 公益財団法人砺波市農業公社の解散に伴う記述の削除について、砺波市農業公社の解散に伴い、関係する記述を削除及び修正しています。

私からは以上です。ご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　(なし)

議 長 　　ご質問等がないようですので、採決を行います。
　　ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
　　続きまして報告事項に入ります。報告第1号・報告第2号・報告第3号
　　について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　(報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 　　ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 　　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

　　これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

　　これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 40)